

令和6年度（第23回）橿原市生活安全推進協議会 会議録

日 時：令和7年2月7日（金） 午後2時00分～4時00分

場 所：橿原市役所・分庁舎 ミグランス2階・会議室A

出席委員：12名（出席者名は、別紙「令和6年度（第23回）橿原市生活安全推進協議会席次表」による。）

関係者：別紙「令和6年度（第23回）橿原市生活安全推進協議会席次表」による。

事務局：松村総務部長、山本総務副部長、中村市民協働課長、河原危機管理課主幹、栗山市民協働課主幹、中野市民協働課補佐兼生活安全係長、丸山市民協働課主査

議 事：【第1部】 ・ 橿原市内の犯罪情勢等について
・ 不審者情報について
・ 橿原市青少年センターの活動状況について
【第2部】 講演：特殊詐欺について

会 議 録

＝委員紹介＝

＝関係職員紹介＝

＝資料確認＝

議事【第1部】

（橿原警察署生活安全課長）

橿原市内の犯罪情勢等について説明させていただきます。資料番号1「橿原市内の犯罪情勢等について」をご覧ください。昨年中の犯罪の認知状況についてです。

まず一つ目です。

奈良県内の刑法犯認知件数は暫定値で6,223件、前年比プラス371件となっています。自転車盗と特殊詐欺の被害件数が増えています。

自転車盗は、大半が鍵をかけない無施錠による窃盗・無施錠による被害が多数を占めています。犯罪については、平成14年にピークを迎えて右肩下がりに件数は減少していましたが、令和3年から毎年増加しています。橿原署管内の数値については、暫定値になりますけれど、766件で前年比プラス8件となっておりわずかに増加しています。自転車盗が136件で、犯罪被害の多くを占めています。

次に二つ目です。

特殊詐欺の件数と被害額についてです。橿原署管内の特殊詐欺の認知状況は、資料のとおりです。16件で、前年比マイナス24件です。昨年中、高取町内および明日香村内で特殊詐欺の認知が無かったので、すべて橿原市内の件数ということになります。奈良県全体とすれば、前年比プラス40件の270件で、被害額は前年比プラス約7億5,000万円で、約13億円となっています。

特殊詐欺の手口として、最も多いものは、架空料金請求詐欺で83件です。

内容としましては、「サポート詐欺」と言われるものです。自宅のパソコンの画面に「ウイルスに感染しました。」という警告画面が出て、サポートセンターの電話番号が表示されて「ここに電話してください。」というような案内が出ます。そして、電話をかければ、ウイルス除去名目で「お金を振り込んでほ

しい。」ということにつながります。多くがコンビニエンスストアで電子マネーを購入して、それで支払をしてください。」というような手口になっています。橿原市内では、この手口が多いのですが、コンビニエンスストアで、店員が機転をきかせて、「高齢の方が電子マネーを買いに来た。」ということで、すぐ警察に連絡いただいて、水際で阻止していただいているケースが多くなっています。

NTTファイナンスを騙って「未納料金があります。すぐに支払しないと、法的措置に移行します。」という手口も多くなっています。高齢者が金融機関で高額の出金しようとしているということで、すぐ橿原警察署に連絡いただいて被害の未然防止につながっているケースもあります。

一昔前、オレオレ詐欺といいますが、息子を騙って「警察に捕まったので、お金を振り込んでほしい。」というような類のものでした。今、多いのは、警察官や検察官を騙って「あなたが犯罪に関わっている。あなたの金融口座のお金は犯罪収益である可能性があり調査しますので、一旦指定の口座にお金を振り込んでください。あとでお返しします。」というようなことで、結局は返してもらえず、騙し取られるというような手口が多くなっています。

その次は、還付金詐欺で 59 件、市役所や年金機構を騙って、医療費や税金、年金の還付金の名目で ATM へ誘導して、機械を操作させて振り込ませる手口です。勧誘方法として、最初の接触手段に、自宅の固定電話機が使われたものが 142 件で、大半を占めています。

そして三つ目です。最近、急増したのが、SNS 型投資・ロマンス詐欺です。

橿原警察署においては、前年比プラス 16 件の 25 件、被害額が約 2 億 4 千万円。25 件のうち 1 件は、明日香村内でした。ですから、24 件は、橿原市内で発生したということになります。

奈良県内の被害件数です。資料「奈良県」を「奈良県内の」に訂正してください。前年比プラス 163 件の 243 件で、被害額は前年比プラス約 20 億円で約 32 億円になっており、桁違いの多さになっています。単純計算で 1 件あたりの被害で、約 1,000 万円の被害が出ています。

投資詐欺については、テレビなどで著名な池上彰さんなど、有名人を騙ります。インターネットのサイトにバナー広告があり、そこをクリックさせて、投資のグループに勧誘させて被害に遭うというケースが多くなっています。投資サークルとかに加わって、最初のうちは儲けが出るのですが、順調に投資を継続して、そろそろ出そうとすると、高額の手数料を求められ、やめようとして相手に連絡しても連絡がとれない、お金も返ってこないという手口で、1,000 万円ほどの被害が出てしまうケースがあります。

ロマンス詐欺について、被害者自身が開設している、SNS サイト Facebook や Instagram へ、被害者自身が投稿している写真について、「あなたの写真は素敵ですね。」というようなダイレクトメッセージを送るところからアプローチが始まって、しだいに「あなたに興味があります。」と、好意を寄せてきます。交際に発展させようという流れで、ターゲットとなるのは 40 代から 60 代の方が中心となっています。ある程度、お金に余裕があつて、恋愛から遠ざかった年代が狙われているケースです。ネット上だけの交際なのですが、「今後、二人で一緒になるにあたって、お金を貯めましょう。私には投資の心得がありますので、お金を預けてもらえば増やしますよ。」と言われたとおりにお金を預ければ、最初のうちは利益が発生するのですが、それを信じて相手にお金を渡せば、今度は相手と連絡が取れなくなります。不審に思って連絡をすれば、相手と音信不通で、そこで騙されたという形で、警察に相談があるというのがほとんどのケースです。なかには、なかなか被害に気付かず、1 億円以上の被害になっておられる方も多くおられます。

このような被害を防ぐための対策として、防犯電話機の普及を図ったり、ATM での引出金額の利用制限をしたりしています。

また、詐欺電話のいくつかは国際電話からの発信ということなので、国際電話を受け付けない設定にさせていただき手続きも進めさせていただいています。

地道な活動になりますが、詐欺を防ぐということにあたっては、最近のはやりの詐欺の手口を知っていただくということが第一なので、各自治会に足を運んで、防犯講習を開催したり防犯ボランティアの方々と年金支給日に啓発活動をしたりしています。

また、奈良県警察のアプリ「ナポリス」の普及を図って、被害の状況を知っていただくために、情報発信に力を入れているところです。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か質問や意見はありませんか。

(委員)

特殊詐欺の認知状況について、奈良県内の犯罪件数は増えていますが、橿原市内の犯罪件数は大幅に減っている要因は何なのか。また、市では防犯電話機購入費補助金については予算額を超えて流用して交付していますが、その効果があるのか、そのあたりはどのように分析していますか。

(橿原警察署生活安全課長)

この数値の分析について、はっきりしたことは言えないですが、令和5年は多すぎたのではないかなというところがございます。さまざまな啓発の効果で、これだけ減ったと言えればいいのですが、橿原署管内については、特殊詐欺よりも SNS 型投資詐欺のほうが増えているというところがありますので、ちょっとまだ減った原因については分かっていません。

防犯電話機については、非常に効果は高いと思います。これによって、どれぐらい防げたかというのが、はっきりした数値は分かりませんが、防犯電話機の普及は今後も継続していきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

関連して、特殊詐欺を止めてもらったコンビニエンスストアの店員とか金融機関などの事例を紹介していただいたのですが、新聞を見ていけば、警察署長の方から表彰されたという記事がたまに載っていることがあります。市のほうでも、防犯情報で「不審電話がかかっていますよ」ということを発信しています。「被害を止めてもらった。警察署長から表彰された。」というようなことを防犯情報で発信とかは現状はしていませんよね。防犯情報で発信することを検討していただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。

先ほど、武智課長から各自治会に足を運んで、防犯講習を開いていただいているということです。

そのあたりで、何かありませんか。

(委員)

自治会関係ですので私からお話しさせてもらいますが、各自治会へお願いして警察署へ依頼をして、各々の集まりのときに防犯などのお話をさせていただいております。パンフレットなどは、月最低2回はパンフレットについてお話させていただいて、それを回覧したり各公民館に置いたりして、皆さんにお知らせをさせていただいております。非常に助かっています。ありがとうございます。

(委員)

月1回、10単位民生児童委員協議会の代表2名ずつで、理事会を開催しています。その際にもデータ・情報をいただいております。そこでも周知に努めているところです。

(会長)

ありがとうございました。
そのほか、質問・意見など、ありませんか。感想でも結構です。

(委員)

自宅の固定電話を留守電話にしており、名前を言われて、知り合いであれば電話に出るという感じにしています。

(会長)

ありがとうございました。
その次の質問をお願いします。

(委員)

市では防犯電話機購入費補助金制度があるということですが、防犯電話機の普及率はどのような状況ですか。

(事務局)

ただいまのご質問について説明いたします。
防犯電話の普及率というお話なのですが、今年度であれば、100件を超える申請があり1,041,400円となっています。昨年度くらいから100件を超える申請があります。市のほうでは打ち止めはしないで、申請があれば、受け付けています。

(委員)

普及率が低いのであれば、防犯電話機が被害の未然防止に効果あるということなので、防犯電話機の補助金制度を広報紙などでPRしてもらえればと思います。

(委員)

防犯電話機の機能は、どのようなものがあるのですか。

(事務局)

ただいまのご質問について説明いたします。

防犯電話機の主な機能としては、例えば、防犯機能のある電話機にアドレス帳の機能があって、電話番号や名前を登録している相手から、電話がかかってきた場合は電話機に緑色のランプが点灯する、登録していない相手や非通知の相手から電話がかかってきた場合は電話機に赤色のランプが点灯するというので、通話する前に判別ができるので、赤いランプが点灯する電話の場合は、気をつけて電話を受けなければならないと注意することができます。

また、別に録音機能というもので、通話が始まる前に、「この電話は防犯のために録音されます。」という、自動アナウンスが流れます。電話をかけた方は、今から話す内容を録音されるということで、警戒するというような録音機能があります。

(会長)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

コンビニエンスストアなどで、被害を未然に防止された方の紹介などの検討を、よろしくお願ひします。

また、防犯電話機補助金制度のさらなる周知をあわせてお願いします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

資料番号2について、教育委員会の学校教育課から「不審者情報について」の説明をお願いします。

(学校教育課指導主事)

学校教育課から、不審者情報について説明させていただきます。

樫原市教育委員会学校教育課には、不審者に関する情報が寄せられています。

これらの不審者に関する情報を集め、子どもたちの安全に関わることについて、樫原市安全安心メールの登録者に不審者情報を発信し、注意喚起を行っています。

この不審者情報は、不審者の被害に遭った児童生徒、あるいはその保護者から学校へ情報が入り、学校が、発生日時・発生場所・被害者・発生状況・加害者の特徴などを確認しています。そして、学校は、保護者に対して、警察へ通報済みであるかどうか、安全・安心メールで流してよいかどうかの承諾を得ています。この承諾を得た後、教育委員会が学校からの連絡を受け、不審者情報を安全・安心メールにて配信し、不審者情報の共有を図っています。この不審者情報は、犯罪を防止するとともに注意を促し、防犯意識の向上に役立てることを目的としています。

具体的な不審者情報につきましては、2ページ、資料番号2からとなります。2ページには令和6年度の不審者情報についてまとめたものを掲載しております。

この資料には、令和6年度の4月から12月末までの内容を記載していますが、令和5年度と比較できるように、同時期の件数を挙げさせていただいております。合計で比較すれば、令和5年度では、12月現在で14件となっておりますが、今年度 令和6年度の不審者情報につきましては、12月末までで17件と3件多くなっています。

不審者の内容については、昨年度、盗撮事案が8件、声かけ事案が5件となっていましたが、今年度は声かけ事案が8件、つきまといが4件、盗撮が3件という順になっています。時間帯につきましては、昨年度と同じく下校時が多く、登校時も含めた登下校中が非常に多くなっています。場所についても、昨年度同様、登下校中ということで、路上での発生が多くなっています。

令和6年度の被害者については、中学生女子生徒が7、小学生女子児童が5と女子児童生徒が多く被害にあっています。また、被害者が一人であるか、複数であるかという単複について、昨年度は複数が13件、単独が1件となっていました。今年度は単独が12件、複数が5件となっております。一人のときに被害にあっている児童生徒が多くなっていますが、時間帯が登下校時ということで、被害者は単独だけでなく、複数にわたっている場合もあります。

3ページ・4ページについては、令和6年度の不審者情報の詳細になります。

続いて5ページをご覧ください。先程は令和5年度の12月末までのものでしたが、こちらは、3月末までの年間のものになります。令和5年度の年間合計は、19件となります。表の下には、例年と比べてどうであったかということに記載しています。また、6ページ・7ページには、19件の詳細を掲載しています。

具体的な不審者対策としては、普段より登下校時に、学校・警察・地域住民のボランティア、橿原市青少年センターの巡回パトロールの方々に見守り活動を行っていただいております。不審者情報があった場合については、不審者情報の安全・安心メール配信によって、警察・青少年センター巡回パトロール・見守りボランティアの方々に見守りの強化も行っております。

学校教育課としましては、この不審者情報については、毎月の校長会、教頭会、小中学校の生徒指導部会でも情報共有をして、学校での注意喚起も行っています。

なお、不審者情報のメール配信、橿原市安全・安心メールの登録については、毎年4月当初、校長会や教頭会で伝達しています。各学校においては、保護者・数職員に紹介し、登録方法等の案内を周知するよう指示しています。

また、本市ホームページでも案内している「こども110番の家」のステッカーを貼っていただき、子どもたちの安全確保のために協力をしていただいております。このステッカーについても、校長会・教頭会で学校にも周知しています。学校では、奈良県警本部が少年非行被害防止対策として紹介していただいている「いかのおすし一人前」を使って防犯についての安全指導をしたり、防犯ブザーの重要性を伝え、登下校時だけでなく、放課後も防犯ブザーを携帯するように指導したりしています。

学校教育課としても、そういった各学校で行っている不審者対応の具体的な取り組みについて小中学校生徒指導部会で情報共有し、どの学校にも積極的に取り組みを進めていくことを考えています。

今後も、児童生徒の安全確保のために、不審者情報が入ったときの関係機関との情報共有及び迅速な対応や、不審者に遭遇したときの対応の仕方などの実践的な防犯教育の充実を図っていきたいと考えています。

以上で、終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局に確認します。第1部は何時までですか。

(事務局)

午後3時ごろまでです。

(会長)

はい。時間の関係がありますので、資料番号2と資料番号3の質疑を一緒にさせていただきます。

資料番号3について、教育委員会の人権・地域教育課から橿原市青少年センターの活動状況につきまして説明をお願いします。

(人権・地域教育課長)

人権・地域教育課より橿原市青少年センターの活動状況をご説明いたします。

資料の8ページと9ページをご覧ください。

8ページが令和6年度の活動状況で、9ページが令和5年度の活動結果です。

令和6年度の活動状況について、表の一番左の縦の列が4月から月毎の「主な行事」を記載しています。

4月は、春休み特別巡視は学校休業期間中に特別に巡視を行っています。夏休み、冬休みにも同様に特別巡視を行っております。

5月には、青少年指導委員協議会の総会および研修会を実施しております。この青少年指導委員は、各自治会さん・PTAさん・民生児童委員さん・保護司会さんなど各団体及び小・中学校から推薦していただき、今年度は165名の青少年指導委員の方を委嘱しております。

5月の研修会では、「奈良県における少年非行概況」について、本協議会の委員でいらっしゃる橿原警察署生活安全課長の武智徹様に講演をいただきました。続いて、「スマホ時代の子どもに大人ができること」と題しまして、特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構の石川千明様に講演いただきました。

7月の合同立入巡回啓発活動は、奈良県・奈良県警・青少年センターで、ゲームセンター・書店・DVD店舗を巡回いたしました。

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」ですので、第2回研修会を『「薬物乱用とオーバードーズ」について』という演題で、奈良県薬剤師会 学校薬剤師部会 副部会長 田原宏一様に講演いただきました。

「主な行事」の右隣の「街頭指導活動」は、青少年センター指導員が行っています。

この中の巡回指導日数については、下校時刻を中心に青色防犯パトロールによる見守り活動です。

その右隣、朝・夜巡回指導は先ほどの巡回指導とは別に、朝であれば登校時間が過ぎてから、夜については下校時間がもう過ぎてから、本来であれば児童・生徒がいない時間帯や場所にいないかの見守りです。

街頭指導活動として、12月までで、小中学校の通学路の巡回合計89回、朝・夜の巡回合計 朝19回、夜13回を実施しました。

なお、不審者情報を受けて未解決の場合は、その地区を中心に1週間ほど重点的に見守りを行っています。

街頭指導活動については、今日現在まで、指導が必要な事案は発生していません。

「青少年指導委員協議会活動」は先ほど申し上げた青少年指導委員165名の方々に、学校区単位で、祭り・イベント・店舗などの巡視活動をしていただき、12月までで巡視回数41回のべ367名、うち青少年指導委員は、のべ248名でした。

巡回・巡視において、指導が必要な事案は発生していません。

次に、「青少年サポート強化デー」についてですが、奈良県警少年サポートセンター及び橿原警察署の方々と合同で毎月第3金曜日に巡回を行うものですが、新型コロナウイルス感染症による行動制限のため実施できませんでしたが、令和6年度の10月から再開しています。

12月は、青少年センターの校区巡視時間と重なったため、参加できませんでした。

今年度から相談の名称について、相談を教育に限定をしていないことから、令和5年度までは「教育相談」その後は「悩み相談」に変更しています。

悩み相談については、12月までで、14件となっています。

内訳として、「不登校」4件・「PTA活動」3件・「いじめ」1件・「ひきこもり」1件・「友人関係」1件・「心理カウンセラーへ相談」1件・「部活動の先生の指導方法」1件・「こどもが自分の裸の画像を友人に送った」1件・「その他（無くなった公園の新設希望）」1件でした。

それぞれ関係部署・関係機関と情報共有しています。

人権・地域教育課からは、以上です。

(会長)

ありがとうございました。

資料番号2と資料番号3の説明がありました。

ただいまの説明につきまして、何か質問や意見はありませんか。

保護司会のほうから、何かありますか。

(委員)

いろいろとお話を聞かせていただきました。これからの参考にしたいと思います。

樫原警察署の武智課長、われわれ自治会に「交番だより」が回覧で回ります。

私は、新堂町で「曲川交番だより」が入っています。「交番だより」は、市内共通で他の交番も出されているのですか。

(樫原警察署生活安全課長)

基本的には、交番ごとに発行しています。

(委員)

保護司会の概要について、説明させていただきたいと思います。

樫原地区保護司会の保護司は、高取町と明日香村を含めて、定員55名です。今のところ53名の保護司が活動をしています。

先立って1月17日付けで、保護司の県の担当者会議がありまして、保護司の活動の一つに保護観察事例があり、保護観察を受けた対象者が樫原地区で24件になっています。

保護司がそれぞれ月2回の面談をして、更生したいかどうかとかを、家やサポートセンターで面談して、月2回、観察所に報告しています。

生活環境調整があり、刑務所から仮出所ができるのですけれども、その受入で家族の方であったり友人であったりするのですけれども、受け入れてくれるかというような環境調整ということです。

半年に1回、受入予定の方と面談して、どのような状況かというのを観察所に報告する業務で、活動しています。

私も、過去にいろいろな対象者もいましたけれども、それぞれ生活の状況を聞けば、若い時のいろいろな家庭の状況とかが起因している場合が多いかなと思います。

樫原市保護司会は、今のところ53名で微力ながら活動しています。

樫原地区保護司会の活動状況の報告です。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

西岡委員、何かありませんか。感想でも結構です。

(委員)

特殊詐欺については、コロナ禍で葛本地域での防犯啓発活動が、おおむね4年間できていなかったの
で、この資料にも表れているように思います。その4年間のうちでも、特殊詐欺やオレオレ詐欺という
概念は持っており、昨年から活動の自粛を解きまして、我々も微力ながら偶数月に防犯啓発活動をして
います。

今月も14日の年金支給日に防犯啓発活動を予定していますが、年金を支給されている方は高齢者で
すが、若年の方々も金融機関を利用されています。お年寄りが被害を受けるケースが多いのは常日頃で
す。コロナ禍までは若い方の関心は薄れていましたが、先ほど榎原署の武智課長の話があったように、
若い方々の投資詐欺が増えてきている反面、若い方が何らかの形で、関心を持っておられるのではな
いかと思います。60代・70代・80代の方が被害を受けている方は多いですが、この前は40代の方も金融
機関でお金を振り込んで特殊詐欺の被害を受けたということが、新聞に載っていました。けれども、3
分の2ぐらいは高齢者です。高齢者が多いということで、我々自治会員も後期高齢者なのですが、地道
に活動していかないといけないと思います。行政機関の広報紙として、市の広報紙も県の広報紙もあり、
記事を載せてもらっているのですが、自治会単位で地区に浸透するような、何か手立てが欲しいなと思
います。

葛本町では、我々120名が、40名の組織と50名の組織と30名の組織という3つの組織があるので、
本署生活安全課・葛本交番から、毎月、交番だよりをいただいて配布しています。配布している数は限
られていますので、葛本町の自治会として回覧してもらっていますが、なかなか数字には表れてこ
ないです。葛本町でも、「活動しても被害が無くならないのであれば、無駄だろう」という、心持ちを現
実に持っておられます。我々はボランティアでやっていますが、自治会の担当されている方が、そうい
う言葉にしています。

「市民の安全・安心で暮らしやすいまちづくり」ということを、市長がおっしゃっています。地域の
ボランティア活動の見守り隊とか、その裏方で活動をしている方に、市の方から「表彰を致しましょう」
ということをお学校の校長先生に連絡がありました。これは毎年あって、今年も3月10日すぎぐらい
にあります。葛本町だけの話をして申し訳ないですが、「危険区域の調査をしますので、よろしく願い
します。」ということでした。ところが、うちの自治会の方から、「そういうことができていない」とい
うことを聞いています。

特殊詐欺については、めげずに、気長に防犯啓発活動をやっていかなければ、住みよいまちづくりで
はなくなってしまいます。それをもっと重点的に考えてもらったら、市の行政機関とか各地域の自治会
のほうへ下ろしてもらって、どのような動きをしてくれているのかということ掘り下げて聞いてもら
いたいと思います。

葛本町では、そういうことをおっしゃる方がいます。葛本町の120名のボランティアの代表として言
わせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、第1部は以上で終わります。第2部の講演に移ります。準備にお時間をいただきますのでそれまで休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

～休憩～

議事【第2部】

(会長)

本日、議事の第2部としまして、防犯に関する講演会に移ります。まずは、事務局から内容について説明をお願いします。

(事務局)

それでは第2部につきまして防犯に関する講演ということで、「特殊詐欺について」と題して檀原警察署・生活安全課・生活安全総務係長の梅崎光仁様に講演していただきます。よろしくお願いいたします。

(檀原警察署 生活安全課 生活安全総務係長 梅崎光仁様)

「特殊詐欺について」

(会長)

ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、何かご質問などがありましたらお願いします。

(委員)

講演の中で、お話に出てきた「警察手帳」の本物と偽物は、どこで見分けたらよいのでしょうか。提示された警察手帳を見て、すぐに分かるものですか。

(梅崎係長)

本物に似せて作られていますので、なかなか難しいです。

よく見て確認してください。

(会長)

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

梅崎様、本日はわかりやすくご講演いただき、本当にありがとうございました。

感謝の意を込めて、皆様拍手をお願いします。ありがとうございました。

それでは、本日の檀原市生活安全推進協議会はこれで終了させていただきます。

本日の会議で、さまざまな議題がありました。それぞれ持ち帰っていただき、団体におきまして、安心・安全なまちづくりのための活動を引き続きよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。本日の生活安全推進協議会の会議録についてお知らせします。本協議会の会議録については、事務局で作成して本市のホームページで公開します。

本日は、誠にありがとうございました。